

○農林水産省告示第千八百八十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に基づき、同項に規定する指定市町村を次のとおり指定したので、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の三第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣 山本 有二

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
北海道七飯町 福井県鯖江市 滋賀県近江八幡市	平成二十八年十月一日
富山県富山市 兵庫県神戸市	平成二十九年一月一日